

波 斯 国 ミルザ、リザ、カン（アルファ、ウツ

ドウレー）印

葡 萄 牙 国 伯爵デ、マセーゾ印

ドルネーラス、デ、ヴァスコンセーロ

ス印

伯 爵 デ、セリール印

羅 馬 尼 亞 国 アイ、ベルヂマン印

ジャン、エヌ、パビニウ印

露 西 亞 国 スタール印

ア、バシリール印

暹 羅 国 ビア、スリヤ、ヌヴァートル印

ヴィスツグ印

瑞 典 諾 威 国 ビルト印

勃 爾 牙 利 国 博士デ、スタンショッフ印

陸軍少佐ヘッサブチエッフ印

三、陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約

條約ノ附屬書 陸戦法規慣例ニ関スル規則

白耳義国皇帝陛下、丁抹国皇帝陛下、西班牙国皇帝陛下並ニ同皇帝陛下ノ名ヲ以テスル摂政皇后陛下、墨西哥合衆国

テ交戦国相互間並ニ人民トノ關係ニ於ケル交戦国ノ行動ノ準則タルヘキモノトス

實際ニ發生スル一切ノ場合ニ普ク適用スヘキ規定ヲ今ヨリ豫メ設定シ置クコト能ハスト雖モ明文ナキノ故ヲ以テ総テ規定ナキ場合ヲ挙テ軍司令官ノ擅断ニ放任スルハ各締盟国ノ意思ニアラス

各締盟国ハ一層完備シタル戦闘法典ノ編纂セラルルニ至ルマテハ其ノ採用シタル條規ニ漏レタル場合ニ於テハ人民及交戦者カ從來文明国民ノ間ニ存立スル慣習人情ノ原理並ニ公共良心ヨリ生スル萬民法ノ原則ニ依リテ保護セラレ且之ニ服従スヘキモノト断定スルヲ以テ適當ト認ム

各締盟国ハ其ノ採用シタル規則中殊ニ第一條及第二條ハ右ノ趣旨ヲ体ジテ約定シタルモノナルコトヲ宣言ス

各締盟国ハ之カ為メ條約ヲ締結セムコトヲ欲シ各各左ノ全權委員ヲ任命セリ

白耳義国皇帝陛下

國務大臣衆議院議長 オーギュスト、ベルネルト

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使伯爵

ド、グレル、ロジエー

元老院議員 シュヴァリエー、デカン

大統領、仏蘭西共和国大統領、希臘国皇帝陛下、モンテネグロ国公殿下、和蘭国皇帝陛下、波斯国皇帝陛下、葡萄牙国及（アルガルヴ）皇帝陛下、羅馬尼亞国皇帝陛下、全露西亜国皇帝陛下、暹羅国皇帝陛下、瑞典諾威国皇帝陛下及勃爾牙利国公殿下ハ平和ヲ維持シテ諸国間ノ戦闘ヲ制止スルノ方法ヲ講スルト同時ニ其ノ所願ニ反シテ萬避クルコト能ハサル事變ノ為ニ兵力ニ訴フルコトアルヘキ場合ヲ豫想スルノ必要ナルコトヲ察シ

斯ノ如キ非常ノ場合ニ於テモ尙ホ能ク人類ノ福利ト文明ノ發展止ムコトナキ需要トニ副ハムコトヲ希望シ之カ為メ戦闘ニ関スル一般ノ法規慣例ハ一層精確ナラシムルヲ目的トシ又ハ成ルヘク戦闘ノ惨苦ヲ減殺スヘキ制限ヲ設クルヲ目的トシテ之ヲ修正スルノ必要ヲ認メ

二十五年前即チ千八百七十四年比律悉會議ノ当時ニ於ケルカ如ク今日モ亦賢明慈仁ナル先見ヨリ出テタル前記ノ目的ヲ体シ

陸戦慣習ヲ明確ニ規定スルヲ目的トスル許多ノ條規ヲ採用セリ

各締盟国ノ所見ニテハ右條規ハ軍事上ノ必要ト相容ルル限リ努メテ戦闘ノ惨害ヲ軽減スルノ希望ニ出テタル成案ニシ

丁抹国皇帝陛下

大不列顛国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使侍

從 エフ、エ、ド、ビル

西班牙国皇帝陛下並ニ同皇帝陛下ノ名ヲ以テスル摂政皇后陛下

前外務大臣公爵 デ、テツアン

白耳義国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使

ド ヴルヴェ、ラミールス、デ、ヴィーリヤ、ウルーチャ

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 アル

ツーロ、デ、バゲール

墨西哥合衆国大統領

仏蘭西共和国政府ノ下ニ駐劄スル特命全權公使

ド、ミエー

白耳義国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル弁理公使

セニール

仏蘭西共和国大統領

前内閣議長 前外務大臣衆議院議員 レオン、ブール

ジョア

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使

ジョールジュ、ピウール

特命全權公使衆議院議員男爵 デツールネル、ド、コ
ンスタン

希臘国皇帝陛下

前内閣議長前外務大臣仏蘭西共和国政府ノ下ニ駐劄ス
ル特命全權公使 ニー、デリアンニ

モンテネグロ国公使陛下

大不列顛国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル露国全權大使

「コンセイエー、ブリヴェー、アクチュエル」ド、ス
クル

和蘭国皇帝陛下

前外務大臣下院議員 ヨンクヘール、アー、ペー、チエ
ー、ファン、カルネベーク

前陸軍大臣參事院議官將官 ヨット、チエー、チエー、
デン、ペール、ポールチュゲール

參事院議官 テー、エム、チエー、アッセル

上院議員 エー、エヌ、ラヒュセン

波斯国皇帝陛下

全露西亞国皇帝陛下及瑞典諾威国皇帝陛下ノ闕下ニ駐
劄スル特命全權公使侍從武官將官 ミルザ、リザ、カ
ン（アルファ、ウツドウレー）

皇帝陛下ノ侍從 「コンセイエー、デター、アクチュ
エル」ド、バシリ

暹羅国皇帝陛下

仏蘭西共和国政府ノ下ニ駐劄スル特命全權公使 ピ
ア、スリヤ、ヌヴァートル

和蘭国皇帝陛下及大不列顛国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄ス
ル特命全權公使 ピア、ヴィスツダ

瑞典諾威国皇帝陛下

伊太利国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使男爵
ド、ビルト

勃爾牙利国公使陛下

露西亞帝国政府ノ下ニ在勤スル外交事務官博士 デミ
トリ、イ、スタンシヨッフ

在塞爾比亞国公使館附武官勃爾牙利国參謀官陸軍少佐
クリスト、ヘッサブチエッフ

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任状ヲ示シ其ノ良好妥當ナル
ヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

第一條 各締盟国ハ各各其ノ陸軍ニ対シ本條約附屬ノ陸戦
ノ法規慣例ニ関スル規則ニ遵依スル所ノ訓令ヲ發スヘシ

第二條 締盟国中ノ二国又ハ数国ノ間ニ戰ヲ開キタル場合

葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下

前海軍及殖民大臣西班牙国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル
特命全權公使 「ペール、デュ、ロワイヨーム」伯爵
デ、マセーヅ

全露西亞国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使
「ペール、デュ、ロワイヨーム」ドルネーラス、デ、
ヴァスコンセーロス

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使伯爵
デ、セリール

羅馬尼亞国皇帝陛下

独逸国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 アレ
キサンドル、ベルヂマン

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 ジャ
ン、エヌ、パビニウ

全露西亞国皇帝陛下

大不列顛国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權大使

「コンセイエー、ブリヴェー、アクチュエル」ド、ス
クル

「コンセイエー、ブリヴェー」ド、マルテンス

ニ限り各締盟国ハ第一條ニ掲ケタル規則ノ規定ヲ遵守ス
ルノ義務アルモノトス

右規定ヲ遵守スルノ義務ハ締盟国間ノ戦鬪ニ於テ一ノ非
締盟国カ交戦国ノ一方ニ加ハリタル時ヨリ消滅スルモノ
トス

第三條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ
批准書ハ海牙ニ保管ス

各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作り其ノ認證謄本ヲ外交
上ノ手續ニ依リ各締盟国ニ交付スヘシ

第四條 非締盟国ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得ヘシ

非締盟国カ其ノ加盟ヲ各締盟国ニ通知スルニハ書面ヲ以
テ和蘭国政府ニ通告シ同国政府ヨリ更ニ之ヲ爾余ノ締盟
国ニ通知スヘシ

第五條 若シ締盟国中ノ一国ニ於テ本條約ヲ廢棄スルトキ
ハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭国政府ニ通告シ同国政府ヨリ
直チニ之ヲ爾余ノ締盟国ニ通知シタル後一箇年ヲ經過ス
ルニ非サレハ右廢棄ノ効力ヲ生スルコトナシ

右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル国ノミニ止ルモノトス
右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ記名調印スルモノナリ
千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之

ヲ和蘭国政府ノ記録ニ保管シ其ノ認證曆本ヲ外交上ノ手續ニ依リ各締盟国ニ交付スルモノナリ

白耳義国 ア、ベルネルト印

伯爵下、グレル、ロジエー印

シュヴァリエー、デカン印

丁 抹 国 エフ、ビル印

西班牙国 公爵デ、テツアン印

ダブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、

ウルーチャ印

アルツロー、デ、バゲール印

墨西哥合衆国

ド、ミエー印

仏蘭西共和国

レオン、ブールジョア印

ジエー、ピウール印

希臘 国 ニー、デアアンニ印

デツールネル、ド、コンスタン印

和 蘭 国 フアン、カルネベーク印

デン、バール、ポールテュゲール印

デー、エム、チエー、アッセル印

第一章 交戦者ノ資格

第一條 戦闘ノ法規及權利義務ハ独リ之ヲ軍隊ニ適用スルノミナラス左記ノ條件ヲ具備スル所ノ民兵及義勇兵団ニモ亦之ヲ適用スルモノトス

第一 部下ノ為ニ責任ヲ負フ者其ノ頭ニアルコト

第二 遠方ヨリ看別シ得ヘキ一定ノ標章ヲ有スルコト

第三 公然武器ヲ携帯スルコト

第四 其ノ動作ニ於テ戦闘ノ法規慣例ヲ遵守スルコト
民兵又ハ義勇兵団ヲ以テ軍隊ノ全部又ハ一部ヲ組織スル国ニ於テハ之ヲ軍隊ノ名目中ニ包含ス

第二條 未タ占領セラレサル地方ノ人民ニシテ敵ノ接近スルニ方リ第一條ニ遵テ編隊スルノ邊ナク猝ニ武器ヲ操リテ侵入軍ニ抗敵スル者ニシテ戦闘ノ法規慣例ヲ遵守スル者ハ交戦者ト看做スヘシ

第三條 交戦国ノ軍勢ハ戦闘員及非戦闘員ヲ以テ之ヲ編成スルコトヲ得敵ニ捕獲セラレタル場合ニハ二者均シク俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二章 俘 虜

第四條 俘虜ハ敵国政府ノ権内ニ屬シ之ヲ捕獲シタル個人若ハ軍隊ノ権内ニ屬スルコトナシ

俘虜ハ博愛ノ心ヲ以テ之ヲ取扱フヘキモノトス

エー、エヌ、ラヒュセン印

波斯 国 ミルザ、リザ、カン(アルファ、ウツ

ドウレー)印

葡萄牙 国 伯爵デ、マセーゾ印

ドルネーラス、デ、ヴァスコンセーロ

ス印

羅馬尼亞 国 伯爵デ、セリール印

アー、ベルデマン印

露 西 亞 国 ジャン、エヌ、パビニウ印

スタール印

暹 羅 国 アー、バシリール印

ピア、スリヤ、ヌヴァートル印

瑞典諾威 国 ヴィスツダ印

勃 爾 牙 利 国 ビルト印

博士デ、スタンショッフ印

陸軍少佐ヘッサプテエッフ印

(條約附屬書)

陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則

第一款 交戦者

武器馬匹及軍用書類ヲ除キ凡ソ俘虜ノ一身ニ屬スルモノハ依然其ノ所有タルヘシ

第五條 俘虜ハ之ヲ市邑城寨陣營其ノ他ノ場所ニ拘留シ一定ノ境界以外ニ出テサル義務ヲ負ハシムルコトヲ得ヘシ但シ萬止ヲ得サル保安手段ニ出ル場合ノ外之ヲ幽閉スルコトヲ得ス

第六條 国家ハ俘虜ヲ其ノ階級及技能ニ応シテ労働者トシテ使役スルコトヲ得但シ其ノ労役ハ過度ナルヘカラス又一切作戦ニ關係ヲ有スヘカラス

俘虜ハ官衙公衙又ハ一個人ノ為メ若ハ自身ノ為ニ労働スルコトヲ許可セラルルコトアルヘシ

国家ノ為ニスル労働ハ内国陸軍軍人ヲ同一労働ニ使役スル場合ニ適用スルト同一ノ割合ニテ賃銀ヲ支給スヘシ他ノ官衙公衙若ハ一個人ノ為ニスル労働ニ関シテハ当該陸軍軍衙ト協議ノ上條件ヲ定ムヘシ

俘虜ノ賃銀ハ其ノ境遇ノ艱苦ヲ軽減スルノ用ニ供シ残余ハ其ノ解放ノ時之ヲ交付ス但シ其ノ中ヨリ給養ノ費用ヲ控除スヘシ

第七條 政府ハ其ノ権内ニ在ル俘虜ヲ給養スヘキ義務アリ交戦国間ニ特別ノ協定ナキ場合ニハ食料寝具及被服ニ関

シ俘虜ハ之ヲ捕獲シタル政府ノ軍隊ト同一ノ取扱ヲ受クヘシ

第八條 俘虜ハ之ヲ拘置シタル國ノ陸軍現行法律規則及命令ニ服従スヘシ

総テ不従順ノ行為アル俘虜ニ対シテハ必要ナル嚴重ノ処分ヲ為スコトヲ得

逃走シタル俘虜ニシテ自國ノ軍隊ニ達スル前若ハ之ヲ捕獲シタル軍隊ノ占領セル地方ヲ離ルル前ニ再ヒ捕ヘラレタル者ハ懲罰ニ附セラルヘシ

俘虜逃走ヲ遂ケタル後再ヒ俘虜トナリタル者ハ前ノ逃走ニ対シテハ何等罰ヲ受クルコトナシ

第九條 俘虜其ノ氏名及階級ニ付キ訊問ヲ受ケタルトキハ実ヲ以テ答フヘキモノトス若シ之ニ背クトキハ其ノ階級ノ俘虜ニ相応スル利益ヲ減殺セラルコトアルヘシ

第十條 俘虜ハ其ノ國ノ法律カ之ヲ許ストキハ宣誓ノ後解放セラルコトアルヘシ

此ノ場合ニ於テハ本國政府竝ニ之ヲ捕獲シタル國ノ政府ニ対シ一身ノ名譽ヲ賭シテ誓約ヲ嚴密ニ履行スルノ義務ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ俘虜ノ本國政府ハ之ニ対シ其ノ宣誓ニ情報局ハ尙ホ戰場ニ於テ発見セラレ若ハ病院又ハ野戦病院ニ於テ死亡セシ俘虜ノ遺シタル一切ノ身辺用品有価券書狀等ヲ収集シテ之ヲ其ノ關係者ニ伝送スルコトヲ担任ス

第十五條 慈善行為ノ媒介者タル目的ヲ以テ其ノ國ノ法律ニ従ヒ正当ニ組織セラレタル俘虜救恤協會及其ノ正当ノ委任ヲ受ケタル代理者ハ其ノ博愛ナル業務ヲ有効ニ遂行セムカ為メ軍事上ノ必要及行政上ノ規則ニ依リテ定メタル範圍内ニ於テ交戦國ヨリ一切ノ便宜ヲ受クルコトヲ得

ヘシ右協會派出員ニ軍衛ヨリ交付シタル免許狀ニ拠リ且軍衛ノ定メタル一切ノ取締命令竝ニ警察規則ニ服従スヘキ旨書面ヲ以テ約スルトキハ俘虜ノ拘置所及其ノ送還途中ノ休泊所ニ於テ救恤品ヲ分配スルコトヲ許サルヘシ

第十六條 情報局ハ郵税免除ノ特典ヲ享有ス凡ソ俘虜ニ宛テ又ハ俘虜ヨリ發送スル書狀郵便為替金銭竝ニ少包郵便物ハ發受ノ兩國竝ニ通過國ニ於テ總テ郵税ヲ免除セラルヘシ

俘虜ニ宛テタル贈与及救恤ノ現品ハ輸入税及其ノ他ノ諸税ヲ免除セラレ且固有鐵道ノ運賃ヲ免除セラルヘシ

第十七條 俘虜士官ハ本國ノ規則ニ其ノ規定アルトキハ俘

違反スル服務ヲ命シ若ハ服務セムトノ申出ヲ受諾スヘカラサルモノトス

第十一條 俘虜ヲ強迫シテ宣誓解放ヲ受ケシムルコトヲ得ス又敵國政府ハ必シモ宣誓解放ヲ得ムトスル俘虜ノ請願ニ応スルノ義務ナシ

第十二條 宣誓解放ヲ受ケタル俘虜ニシテ其ノ名譽ヲ賭シテ誓約ヲ為シタル政府若ハ其ノ政府ノ同盟國ニ対シテ兵器ヲ操リ再ヒ捕ヘラレタル者ハ俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ失ヒ軍法會議ニ引致セラルコトアルヘシ

第十三條 新聞通信員及探訪者酒保用達人等ノ如キ従軍スルモ軍隊ノ一部分ヲ為ササル者ニシテ敵軍ノ権内ニ陥ル所トナリ敵軍ニ於テ之ヲ抑留スルヲ有益ナリト認ムルトキハ其ノ所屬軍衛ノ證認狀ヲ携帯スル者ニ限り俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第十四條 戰鬪開始ノ時ヨリ各交戦國竝ニ其ノ版図内ニ交戦者ヲ收容スルコトアルヘキ中立國ニ俘虜情報局ヲ設置スヘシ該局ハ俘虜ニ関スル一切ノ尋問ニ答フルノ任務ヲ有シ各俘虜ニ関スル明細票ヲ作ル為メ各該官衛ヨリ總テ必要ナル報告ヲ受領シ其ノ拘置異動入院死亡等ニ関スル一切ノ事項ヲ知悉スヘキモノトス

虜ノ地位ニ在テ給与セラルヘキ給料ヲ受クルコトヲ得但シ右ハ其ノ本國政府ヨリ償還スヘキモノトス

第十八條 俘虜ハ軍衛ノ定メタル取締命令竝ニ警察規則ニ服従スルノ外何等ノ拘束ヲ受クルコトナク信教ノ自由ヲ許サレ且其ノ宗門ノ礼拝式ニモ亦参与スルコトヲ許サルヘシ

第十九條 俘虜ノ遺言書ハ内國陸軍軍人ト同一ノ條件ヲ以テ之ヲ收領シ又ハ調製スヘシ
俘虜ノ死亡證書及埋葬ニ関シテモ亦同一ノ規則ニ遵ヒ且其ノ身分階級ニ相当シタル取扱ヲ為スヘシ
第二十條 平和回復ノ上ハ成ルヘク速ニ俘虜ヲ其ノ本國ニ送還スヘシ

第三章 病者及負傷者

第二十一條 病者及負傷者ノ取扱ニ関スル交戦者ノ義務ハ本規則ヲ以テ修正スルコトアルヘキモノヲ除クノ外總テ千八百六十四年八月二十二日「ジュネヴァ」條約ノ規定ニ拠ル

第二款 戰 闘

第一章 寔敵手段合圍及砲撃

第二十二條 交戦者ハ宥敵手段ノ撰択上無限ノ權利ヲ有スルコトナシ

第二十三條 特別ノ條約ヲ以テ定メタル禁止ノ外特ニ禁止スルモノ左ノ如シ

- (イ) 毒又ハ毒ヲ施シタル武器ヲ使用スルコト
- (ロ) 敵ノ国民又ハ軍隊ニ屬スルモノヲ欺計ヲ以テ殺傷スルコト

(ハ) 武器ヲ優セ又ハ自衛ノ手段尽テ降ヲ乞ヘル敵兵ヲ殺傷スルコト

(ニ) 助命ノ恩典ナキ旨ヲ宣言スルコト

(ホ) 無益ノ苦痛ヲ与フヘキ武器彈丸其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト

(ヘ) 濫リニ軍使旗及敵ノ国旗其ノ他軍用ノ徽章竝ニ敵兵ノ制服及「ジエネヴァ」條約ノ徽章ヲ使用スルコト

(ト) 戰爭ノ必要上萬止ムヲ得サルノ外敵ノ財産ヲ破壊シ又ハ押収スルコト

第二十四條 奇計竝ニ敵情地勢偵察ノ為メ必要ナル手段ノ行使ハ適法ト看做ス

第二十五條 防禦ナキ市町村村落居宅又ハ其ノ他ノ造営物ヲ攻撃又ハ砲撃スルヲ禁ス

ヲ間諜ト看做サス信書ヲ伝達スル為メ及總テ一軍又ハ一地方ノ各部門ノ聯絡ヲ通スル為メ輕氣球ニテ派遣セラレタル者モ均シク此ノ部類ニ屬スルモノトス

第三十條 現行犯中ニ捕ヘラレタル間諜ハ先ツ裁判ニ附シタル上ニアラサレハ之ヲ罰スルコトヲ得ス

第三十一條 一旦所屬軍隊ニ復歸シタル後ニ至リ敵ノ為ニ捕ヘラレタル間諜ハ俘虜トシテ取扱ハルヘク其ノ前ノ間諜行為ニ對シテハ何等責任ヲ負フコトナシ

第三章 軍 使

第三十二條 交戦者ノ一方ノ命ヲ帶ヒ他ノ一方ト談判ヲ開ク為メ白旗ヲ掲ケテ來ル者ハ之ヲ軍使トス軍使竝ニ之ニ隨從スルコトアルヘキ喇叭手鼓手旗手及通訳者ハ不可侵權ヲ有ス

第三十三條 軍使ノ派遣ヲ受ケタル軍隊ノ司令官ハ必スシモ之ヲ引見スルノ義務ナキモノトス

司令官ハ軍使カ其ノ使命ヲ利用シテ軍情ヲ偵察スルヲ妨クルニ必要ナル一切ノ手段ヲ施スコトヲ得

軍使其ノ特權ヲ濫用シタル場合ニハ司令官ニ於テ一時之ヲ抑留スルノ權利ヲ有ス

第三十四條 軍使特權ヲ利用シテ欺罔ノ行為ヲ為シ若ハ教

第二十六條 攻撃軍ノ司令官ハ突貫進撃ノ場合ノ外其ノ砲撃ヲ始ムル前ニ其ノ旨ヲ官庁ニ通告スル為メ凡ソ其ノ権内ニ屬スル總テノ手段ヲ尽スヘキモノトス

第二十七條 合囲及砲撃ニ於テハ宗教技芸學術及慈善ノ為メ設ケラレタル建造物竝ニ病院其ノ他病者負傷者ノ收容所ハ其ノ現ニ軍事上ノ目的ニ供セラレサルニ於テハ成ルヘク之ヲ避クル為メ必要ノ手段ヲ施スヘシ

被囲者ハ豫メ合囲者ノ通知シタル看易キ特別ノ徽号ヲ以テ此等ノ建造物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務アリ

第二十八條 肉薄突進ヲ以テ陥レタル市府又ハ其ノ他ノ地域ト雖モ掠奪ヲ行フコトヲ禁ス

第二章 間 諜

第二十九條 敵軍ニ通知スルノ意思ヲ以テ一方ノ交戦者ノ作戰地帯内ニ於テ隱密ニ行動シ若ハ虚妄ノ口実ヲ構ヘテ各種ノ情報ヲ收集シ若ハ收集セントスル者ノ外之ヲ間諜ト看做スコトヲ得ス

故ニ仮扮セサル軍人ニシテ情報ヲ收集セムカ為メ敵軍ノ作戰地帯内ニ來リタル者ハ之ヲ間諜ト看做サス凡ソ其ノ軍人タルト軍人ニ非サルトヲ問ハス自國ノ軍隊若ハ敵國ノ軍隊ニ信書ヲ伝達スルノ任務ヲ公然執行スル者モ亦之

峻シタルノ證迹分明掩フヘカラサルトキハ其ノ不可侵權ヲ失フ

第四章 降伏規約

第三十五條 雙方ノ間ニ協定スル降伏規約ニハ軍人ノ名譽ニ關スル例規ヲ參酌スヘキモノトス

降伏規約確定ノ上ハ雙方ニ於テ嚴密ニ之ヲ遵守スヘキモノトス

第五章 休 戰

第三十六條 休戦ハ交戦者雙方ノ合意ヲ以テ戰闘ヲ中止ス若シ其ノ期限ノ定メナキトキハ交戦者ハ何時ニテモ再ヒ戰闘ヲ開始スルコトヲ得但シ休戦ノ條件ニ遵依シ約定ノ時期ニ於テ其ノ旨ヲ敵ニ通告スヘキモノトス

第三十七條 休戦ハ全部ニ亙リ若ハ一部ニ限ルコトヲ得其ノ全部ニ亙ルモノハ總テ交戦國間ノ戰闘ヲ中止シ其ノ一部ニ限ルモノハ単ニ特定ノ地域内ニ於テ交戦軍ノ或ル支隊間ニ其ノ戰闘ヲ中止スルモノトス

第三十八條 休戦ハ時期ヲ失ハス之ヲ關係官衙及軍隊ニ公然通告スヘシ右ノ通告ヲ發シタル後即時ニ若ハ約定ノ時期ニ至リ戰闘ヲ中止ス

第三十九條 戰地ニ於テ交戦者ト人民トノ間及交戦者相互

間ニ起ルヘキ交渉ヲ休戦規約ノ條項ニ依リ規定スルハ規約者雙方ノ権内ニ屬ス

第四十條 休戦規約者ノ一方ニ於テ容易ナラサル規約違反アルトキハ他ノ一方ハ規約廢棄ノ權利アルノミナラス緊急ノ場合ニ於テハ直チニ戰鬪ヲ開始スルコトヲ得

第四十一條 一個人カ自己ノ発意ヲ以テ休戦規約ノ條款ニ違反シタルトキハ唯其ノ違反者ノ処罰ヲ要求シ若シ損害ヲ受ケタルトキハ其ノ賠償ヲ要求スルノ權利ヲ生スルニ止マルヘシ

第三款 敵國ノ版図内ニ於ケル軍衙ノ權力

第四十二條 一地方ニシテ事實上敵軍ノ權力内ニ歸シタルトキハ之ヲ占領セラレタルモノト看做ス

占領ハ右ノ權力成立シテ其ノ現ニ執行セラルル地域以外ニ及フコトナシ

第四十三條 正当ノ權力ニシテ事実上占領者ノ手ニ移リタル以上ハ占領者ハ萬止ムヲ得サル場合ノ外占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルヘク公ノ秩序及衆庶ノ生活ヲ回復保障スルノ目的ヲ以テ其ノ権内ニ屬スル給テノ手段ヲ施スヘシ

第四十四條 占領地ノ人民ヲ強迫シテ其ノ本国ニ敵対スヘ

ハ之ヲ徴收スヘカラス

凡ソ取立金ニ對シテハ其ノ納付者ニ領收證ヲ交付スヘシ

第五十二條 現品及夫役ノ徴發ハ占領軍需要ノ為ニスルニ非サレハ市町村又ハ住民ニ對シテ之ヲ要求スルコトヲ得ス徴發ハ其ノ地方ノ状態資力ニ相応シ且人民ヲシテ其ノ本国ニ敵對スル戰鬪ニ与ルノ義務ヲ負ハシメサル性質ノモノタルコトヲ要ス

右徴發ハ占領地ニ於ケル司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ要求スルコトヲ得ス

現品ノ供給ハ成ルヘク即金ニテ之ヲ支払フヘク否ラサレハ領收證ヲ与ヘテ之ヲ證明スヘシ

第五十三條 一地方ヲ占領シタル軍隊ハ本来固有ニ屬スル貨幣有価券類武庫運搬用具倉庫糧食其ノ他總テ軍用ニ供スルコトヲ得ヘキ固有動産ノ外之ヲ押收スルコトヲ得ス

鐵道材料陸上電信機電話機海上法ノ規定外ニ在ル蒸汽船其ノ他ノ船舶ハ武庫其ノ他一切ノ軍需品ト共ニ会社若ハ個人ニ屬スルモノタリトモ均シク軍用ニ供スヘキ性質ヲ有スルモノニ屬ス然レトモ平和回復ノ際ニハ之ヲ返還シテ其ノ損害ヲ賠償スヘキモノトス

キ軍事上ノ行動ニ加ハラシムルコトヲ禁ス

第四十五條 占領地ノ人民ヲ強迫シテ其ノ敵國ニ服從宣誓ヲナサシムルコトヲ禁ス

第四十六條 家族ノ名譽及權利個人ノ生命及私有ノ財産並ニ宗教ノ信仰及礼拝ノ執行ハ之ヲ尊重セサルヘカラス私有財産ハ之ヲ沒收スルコトヲ得ス

第四十七條 掠奪ハ之ヲ嚴禁ス

第四十八條 占領者若シ占領地内ニ於テ從來國家ノ為ニ設ケタル租稅賦課金及通行稅ヲ徴收スルトキハ成ルヘク現行ノ賦課規則ニ依テ之ヲ徴收シ且其收入ヲ以テ其ノ占領地ノ行政費ニ充ツルコト一ニ正当政府力之カ為ニ費セシ

第四十九條 占領者若シ其ノ占領地ニ於テ前條ニ掲ケタル租稅ノ外他ノ取立金ヲ命スルトモ軍隊又ハ占領地行政上ノ需要ニ応スルノ外ニ出ヘカラス

第五十條 人民ニ對シ其ノ聯邦責任ノ關係ナキ個人ノ行為ノ為メ金錢其ノ他ヲ以テスル聯邦ノ刑罰ヲ加フヘカラス

第五十一條 凡ソ取立金ハ司令長官ノ責任ノ下ニ命令書ヲ以テスルノ外之ヲ徴收スルコトヲ得ス

右取立金ハ成ルヘク現行ノ租稅賦課規則ニ拠ルニ非サレ

第五十四條 中立國ヨリ來ル鐵道材料ハ該國ノ固有タルト

会社若ハ個人ノ所有タルトヲ問ハス成ルヘク速ニ之ヲ還送スヘシ

第五十五條 占領國ハ敵國ノ固有ニ屬シ其ノ占領地内ニ存在スル官有公有ノ建造物不動産森林及農作地ノ管理者タリ且其ノ利益權者タルニ過キサレモノト看做シ此等財産ノ基本ヲ保護シ利益權ノ規則ニ依リテ之ヲ管理セサルヘカラス

第五十六條 市町村ノ財産並ニ宗教慈善教育技芸及學術ノ為メ設ケラレタル団体ノ財産ハ固有ニ屬スルモノト雖モ私有財産トシテ之ヲ取扱フヘシ

總テ此等ノ歴史上ノ紀念物技芸及學術上ノ製作物ヲ故意ニ押收シ破壊シ若ハ毀損スルコトヲ禁ス犯ス者ハ之ヲ処分スヘキモノトス

第四款 負傷者

第五十七條 交戰軍ニ屬スル軍隊ヲ其ノ版図内ニ收容シタル中立國ハ成ルヘク之ヲ戰場ヨリ隔離シタル地ニ拘置スヘシ

中立國ハ此等軍隊ヲ營所内ニ拘置シ又ハ城塞若ハ特ニ之

カ為ニ設ケラレタル場所ニ幽閉スルコトヲ得ヘシ

其ノ拘置シタル士官ヲシテ許可ナクシテ中立国ノ版図以外ニ出テサル旨ヲ宣誓セシメ以テ解放スルト否トハ中立国ノ決スル所トス

第五十八條 特別ノ條約ナキトキハ中立国ハ其ノ拘置シタル人員ニ食料被服ヲ給与シ人情ニ訴テ必要ト認ムル救助ヲ与フヘシ

拘置ノ為ニ生シタル費用ハ平和回復ノ際ニ償却セラルヘシ

第五十九條 中立国ハ交戦軍ニ屬スル負傷者及病者カ其ノ版図内ヲ通過スルヲ許スコトヲ得ヘシ但シ之ヲ輸送スル列車ニハ戰鬪ノ人員及材料ヲ搭載セサルヲ條件トスヘシ斯ノ如キ場合ニ於テハ中立国ハ之カ為メ必要ナル保安及監督ノ処置ヲ施スヘキモノトス

前記ノ條件ニ依リテ甲交戦国カ乙交戦国ニ屬スル負傷者及病者ヲ中立国ノ版図内ニ伴ヒ来レルトキハ中立国ハ之ヲ拘置シテ再ヒ戰鬪ニ加ハルコト能ハサラシムヘシ甲交戦国ヨリ依頼ヲ受ケタル負傷者及病者ニ対シテモ亦同一ノ義務ヲ有スヘシ

第六十條 「ジエネヴァ」條約ハ中立国ノ版図内ニ拘置シタル病者及負傷者ニモ亦之ヲ適用ス

大不列顛国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使侍從 エフ・エド・ピル

西班牙国皇帝陛下竝ニ同皇帝陛下ノ名ヲ以テスル摂政皇后陛下

前外務大臣公爵 デ・テツアン

白耳義国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 ド

ブルヴェ・ラミール・ス・デ・ウィーリヤ・ウルーチャ

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 アル

ツロー・デ・バゲール

墨西哥合衆国大統領

仏蘭西共和国政府ノ下ニ駐劄スル特命全權公使 ド・

ミエー

白耳義国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル弁理公使 セニール

仏蘭西共和国大統領

前内閣議長前外務大臣衆議院議員 レオン・ブールジョ

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 ジョ

ールジュ・ピウール

特命全權公使衆議院議員男爵 デツールネル・ド・コン

スタン

四、千八百六十四年八月二十二日「ジエネヴァ」

條約ノ原則ヲ海戰ニ応用スル條約

白耳義国皇帝陛下、丁抹国皇帝陛下、西班牙国皇帝陛下竝ニ同皇帝陛下ノ名ヲ以テスル摂政皇后陛下、墨西哥合衆国大統領、仏蘭西共和国大統領、希臘国皇帝陛下、モンテネグロ国公殿下、和蘭国皇帝陛下、波斯国皇帝陛下、葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞国皇帝陛下、全露西亜国皇帝陛下、暹羅国皇帝陛下、瑞典諸威国皇帝陛下及勃爾牙利国公殿下ハ共ニ其ノカノ及フ限リ戰鬪ニ避クヘカラル慘害ヲ輕減セムコトヲ冀望シ此ノ目的ヲ以テ千八百六十四年八月二十二日「ジエネヴァ」條約ノ原則ヲ海戰ニ応用セムト欲シ之カ為メ條約ヲ締結スルコトニ決定シ各各左ノ全權委員ヲ任命セリ

白耳義国皇帝陛下

國務大臣衆議院議長 オーギュスト・ベルネルト

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使伯爵

ド・グレル・ロジエー

元老院議員 シュヴァリエー・デカン

丁抹国皇帝陛下

希臘国皇帝陛下

仏蘭西共和国政府ノ下ニ駐劄スル特命全權公使前内閣

議長前外務大臣 ニー・デアアンニ

モンテネグロ国公殿下

大不列顛国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル露国特命全權大

使 「コンセイエー・ブリヴェー・アクチュエル」ド・ス

タール

和蘭国皇帝陛下

前外務大臣下院議員 ヨンクヘール・アー・ペー・チェ

ー・ファン・カルネバーク

前陸軍大臣参事院議官将官 ヨット・チェー・チェー・デ

ン・ペール・ポールテュゲール

参事院議官 テー・エム・チェー・アッセル

上院議員 エー・エヌ・ラヒュセン

波斯国皇帝陛下

全露西亜国皇帝陛下及瑞典諸威国皇帝陛下ノ闕下ニ駐

劄スル特命全權公使侍從武官将官 ミルザ・リザ・カン

(アルファ・ウツドウレー)

葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下

西班牙国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使前海